

固定資産税に係る縦覧・閲覧の制度について

問 財務課 資産税係 ☎62-9124

● 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

この制度は、納税義務者の方が、自己の所有する土地・家屋の評価額と、町内の他の土地・家屋の評価額を比較できる制度です。

【期間】 4月1日～5月1日（土・日・祝日を除く）

【時間】 午前8時30分～午後5時15分

【場所】 役場 財務課 資産税係（1階4番窓口）

【内容】 土地価格等縦覧帳簿（所在地・地番・地目・地積・評価額）
家屋価格等縦覧帳簿（所在地・家屋番号・種類・構造・床面積・建築年・評価額）

【対象者】 納税義務者および同居の親族・納税管理人・前記の代理人

【持ち物】 免許証など本人確認ができるもの・印鑑・委任状（代理人の方） 【手数料】 無料

【その他】 縦覧帳簿のコピー等はできません。また、非課税や免税点未満などで課税とならない方や納税義務のない方、1月2日以降に所有者となった方は縦覧できません。



● 固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者の方が、自己の資産について固定資産課税台帳に記載された内容を確認することができます。

【期間】 4月1日～翌年3月31日（土・日・祝日を除く）

【時間】 午前8時30分～午後5時15分

【場所】 役場 財務課 資産税係（1階4番窓口）

【対象者】 納税義務者および同居の親族・借地人または借家人・前記の代理人・固定資産の処分の権利を有する方

【持ち物】 免許証など本人確認ができるもの・印鑑・借地、借家に係る賃貸借契約書など（借地人または借家人の方）・委任状（代理人の方）

【手数料】 縦覧期間中（4月1日～5月1日）は無料ですが、それ以外の期間は手数料がかかります。

【その他】 借地人または借家人等関係人の閲覧は、該当する物件のみの閲覧となります。

平成28年4月の熊本地震は、8,300棟を超える家屋が全壊し、50人を超える尊い命が犠牲になりました。犠牲者の大部分は家屋の倒壊等による圧死でした。



平成23年の「東日本大震災」「長野県北部地震」や、昨年の「熊本地震」と日本各地で地震が発生しており、私たちの身の回りでもいつ大地震が発生するかわかりません。糸魚川―静岡構造線上で発生した場合、マグニチュード8.0とされ、建築物被害の他、人的被害も甚大であると予想されています。

富士見町耐震改修促進計画は、町内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断と耐震改修（補強工事等）を促進することにより、耐震性能の向上と今後予想される地震災害に対し、町民の生命・財産を守ることが目的として実施しています。

補助金額の上限が60万円から100万円になりました！
現地立替え工事も補助対象になりました！

問 建設課 都市計画係 ☎62-96217

木造住宅の耐震改修費用の一部を補助します

● 耐震改修事業の対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に着工のもの

※昭和56年(1981)に制定された「新耐震基準」以前に建てられた住宅の多くは、構造や工法の違いにかかわらず、耐震性が不十分といわれています。

耐震診断(無料で実施できます)

診断士が設計図や目視等によって壁の強さ、バランス、接合部の状況、劣化状況等を調査・検査し耐震性について確認するものです。



耐震補強工事(補助あり)

補助内容：対象工事費の1/2 限度額100万円